

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成28年12月14日(水) 開会時間 午前10時02分  
閉会時間 午後2時20分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩  
副委員長 浅川 力三  
委員 前島 茂松 河西 敏郎 渡辺 淳也 久保田松幸  
佐藤 茂樹 卯月 政人 土橋 亨

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部理事 三科 進吾  
福祉保健部次長 前嶋 健佐 福祉保健部次長 三井 孝夫  
福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 井出 仁  
福祉保健総務課長 中山 吉幸 監査指導室長 渡辺 久夫  
健康長寿推進課長 内藤 梅子 国保援護課長 古屋 正  
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 山本 盛次  
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 岩佐 景一郎

教育長 守屋 守 教育次長 宮澤 雅史  
教育監 渡井 渡 教育監 小川 巖  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小島 良一 学力向上対策監 井上 耕史  
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 望月 啓治  
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 手島 俊樹  
新しい学校づくり推進室長 鈴木 昌樹 社会教育課長 岩下 清彦  
スポーツ健康課長 赤岡 重人 国体推進室長 三井 勉  
学術文化財課長 小澤 祐樹

### 議題 (付託案件)

- 第100号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第109号 指定管理者の指定の件(山梨県立あゆみの家)
- 第111号 指定管理者の指定の件(山梨県立図書館)

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

請願第28-14号 2016年度ゆきとどいた教育を求めることについて

請願第28-15号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求めることについて

審査の結果

付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、請願第28-6号、請願第28-14号及び請願第28-15号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時03分から午前11時41分まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午後1時08分から午後2時18分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業費について)

河西委員 パンフレットをもらっていますけれども、課別説明書の福の5ページと8ページの子どものこころのケアに係る総合拠点の事業費で、予算が載っているわけですが、こころの発達総合支援センター、中央児童相談所、児童心理治療施設、これらを一体化して平成31年度中ぐらいに完成することを目指しているようですけれども、まず、どんな拠点づくりといたしますか、考えているのか。また、児童心理治療施設は本県で初めてということだと思いますけれども、他県の設置状況がどうなっているかお伺いいたします。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) こころの発達総合支援センター、中央児童相談所、児童心理治療施設、これら3つの施設を集積した総合拠点の整備でございます。こうした3つの施設を集積した施設の整備は、全国初の取り組みでございます。3つの施設を全て県営施設として整備することによりまして、医師、スタッフの緊密な連携を確保し、一人一人の子どものニーズに応じた、迅速で一貫した手厚い支援が提供できる拠点づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

また、他県における児童心理治療施設の整備状況ではありますが、34道府県で45施設が設置されております。今後、神奈川県、佐賀県、沖縄県、そして本県の4県で設置が予定されているところでございます。

河西委員 この補正予算に計上されているのが、地質調査や基本・実施設計の費用だと思います。福祉保健部関係がここに計上されておりますが、教育委員会の予算にも計上されていると思います。おそらく1億円を超えるような費用じゃないかと思いますが、その点、両方あわせてどのくらいになるか、お聞きしたいと思います。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 今回の整備では、福祉プラザからこころの発達総合支援センターと中央児童相談所を移転、整備してまいりますので、これらは福祉保健部が所管する施設となりますが、児童心理治療施設は入所施設であり、入所児童が通学する特別支援学校、小学・中学部を敷地内に整備することになりますので、こちらの特別支援学校が教育委員会の所管となります。したがって、教育委員会におきまして、今般、基本・実施設計委託料として、2,237万円余を計上しているところでございます。

福祉保健部関係につきまして、中央児童相談所は、先ほど子育て支援課長が御説明しました設計予算2,886万円余と、今般、説明いたしました医務課所管の児童心理治療施設分の設計委託料、地質調査料、用地測量等の経費をあわせ、医務課が6,588万円余を計上しまして、合計しますと、1億717万円余の設計等の予算となっているところでございます。

河西委員 この事業の全体のスケジュールを教えてください。また、設計が終わりますと工事に入るといふことですが、建設工事のスケジュール、それから全体のスケジュールを教えてください。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 今回、予算計上いたしました基本・実施設計の事業のスケジュールでございますが、技術力や経験等につきまして、最適な受注者を特定するプロポーザル方式等により、設計者の選定を行ってまいりたいと考えております。予算を御議決いただきましたら、直

ちに設計者の募集等を開始したいと考えているところでございます。今年度中に設計者を選定いたしまして、平成29年度中に基本設計及び実施設計を行ってまいりたいと考えてございます。

建設工事のスケジュールにつきましては、基本・実施設計の終了後、平成30年度からの着工を目指しまして、その後、平成31年度中に3施設の完成を目指してまいりたい、このようなスケジュールで進めたいと考えております。

河西委員 設計費等で1億円以上ということですが、大変大きな事業だと思います。このパンフレットには延べ床面積とかが載っているんですけども、広さと想定されている事業費というのはどのくらいになるか、お聞かせ願いたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回の総合拠点の整備予定地は、甲府市住吉2丁目でございます。約1万4,000平米の敷地に3つの施設を整備していきたいと考えているところですが、施設につきまして、福祉プラザから移転しますところの発達総合支援センター、並びに中央児童相談所につきましては、利用者の増加、機能の高度化ということを目指してまいりますので、そういったものを考慮した部屋数や広さを確保していきたいと考えております。

また、新設します児童心理治療施設につきましては、入所30名、通所15名という児童の数を踏まえまして、同規模の他県の施設等を参考にして、心理治療、生活指導、学校教育が実施できる広さを確保していきたいと考えております。

具体的な施設の広さ、整備費用につきましては、今後、実施いたします基本実施設計の中で算定を行ってまいります。さまざまな検討を積み重ねた上で、改めまして整備予算として計上させていただいて、議会の御議決をいただけるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

河西委員 大体の金額というのは、想定できるんじゃないかと思いますが。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 設計上、想定している経費と実際にかかる経費が大きく異なる場合もあるかもしれませんが、今、お答えできる範囲でございますが、神奈川県で非常に似た施設を整備した例がございます。児童心理治療施設、児童のための乳児院、障害者の入所施設等を連携して整備したものでございますが、こちらの場合、延べ床面積は9,300平方メートル、工事費につきましては約33億円といった、これが神奈川県の実績であります。

こうしたものも参考にしながら、整備費用につきましては検討していきたいと考えております。

河西委員 この児童心理治療施設は本県で初めてということで、この3施設を県が一体化して運営していくとっておりますが、これは県の直営になるということだと思いますけれども、ほかの県では、児童心理治療施設というのは民間が多いようですけれども、どういう理由があって県営ということにするのでしょうか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回の拠点の整備に当たりましては、全ての施設を県営と考えているところでございますが、これによりまして、こころの発達総合支援センターにおります高度な医療を提供できる専門医が、児童心理治療施設、また中央児童相談所とも連携をしていくということが、県営とすることにより可能になると考えております。こうした一貫した支援によりまして、全国に先んじた高度で先進的なケアが提供できる施設となることを目指してまいりたいと考えてございます。

河西委員 発達障害とか虐待で心のケアというのが必要な子供さんがたくさんふえているわけですが、その反面、医療機関の相談待ちや診療待ちというのが大変長期化していると憂慮しております。心のケアというのは、早期発見、早期治療、支援というのが大変重要だと思います。ぜひいろいろな課題があると思いますが、しっかり課題を克服して、整備をして、子供たちのためにお願いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回の整備に当たりましては、医師、相談スタッフ等の増員、診察室、相談室などの機能強化ということにつきまして、基本構想を定めてございます。この基本構想に基づき、さらなる高度な医療の提供等を目指しまして、待機期間の解消等につきましても、大きな課題として目指していきたいと考えているところでございます。

市川福祉保健部長 ただいま委員から御指摘ございましたとおり、児童虐待がふえている、それから心の相談、診療にもかなり時間を要しているという課題があります。そういった課題を踏まえまして、私どもとすれば、まさに安心のよりどころとなる施設をつくる必要があるだろうという認識をしているところでございます。

あわせて、施設をつくるというだけではなく、この整備とともに、さまざまな小児科医とか各種施設、病院、医療機関、そういったところとネットワークを組んで、全県的な支援ができる体制といったものも整備をしていきたいと考えておりますので、そういったことも踏まえつつ、またさまざまな方の御意見を伺いながら、まさに全国に先んじた施設としていきたいと考えているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

#### （保育人材確保対策貸付事業費補助金について）

渡辺委員

福の4ページ、子育て支援総合対策事業費の中の新保育人材確保対策貸付事業費補助金について、お伺いいたします。

東京を中心とした都市部で、待機児童問題と、それに伴う保育士が不足していることを受けて、国の対策として、このようなことを推進していると承知しているわけですが、本県においては都市部とは状況が異なっていると承知して、待機児童はゼロ。また、保育士についても、都市部のような深刻な不足状態にはない、県内で十分育成できて供給できているというような状況は伺っています。今回、潜在保育士の復職等を推進するために、再就職準備金等の貸付事業に対する助成ということですが、この貸付事業というものが具体的にどのようなものなのか、その事業の詳細について、まずお伺いいたします。

神宮司子育て支援課長 この貸付事業ですが、3つのメニューを用意してございます。まず、保育の現場を離れている保育士、資格を有する者、いわゆる潜在保育士が保育士として再就職を目指す場合に、例えば通勤等の交通用具の購入費、あるいは引っ越し費用等を、40万円以内という金額でお貸しする。これにつきましては、県内の保育所等で、2年間、保育業務に従事した場合に、返還の免除となるというメニューが1つでございます。

2つ目に、今度は事業者に対して貸し付けるものでありますけれども、新たに保育補助者を事業者が雇い上げた場合に、この雇い上げに要する経費、年間で295万円以内ということで貸し付ける。また、この補助者が1年以内に保育士資格を取得した場合には、この事業者の貸し付けが免除になります。これにつきましては、保育士不足の中で、保育の現場ではいろいろな事務的な仕事もあるということで、保育者が多忙を極めているという現状で、保育士が少しでも子供と接する時間をつくるために、事業者が保育補助者を雇い上げた場合に貸し付けるというメニューでございます。

3つ目ですが、未就学児を持つ保育士で、保育所等に新たに勤務する場合に、自分の子供を保育所等に預けた場合に、月額で2万7,000円以内ということで、1年間、貸し付けをする。これにつきましても、2年間、従事した場合に返還が免除となるという貸付制度でございます。

渡辺委員

貸付制度が、再就職の準備金と、保育補助者の雇用に関するものと、未就学児童を持つお母さん方にその保育料等を助成するもの3つということは、現場を離れている潜在保育士に対して助成して、また保育所に対して再就職していただけるような事業だと、御説明いただきましてわかりました。そこで、県内に潜在保育士が一体どれぐらいいらっしゃるのかということとともに、この貸付事業を行った場合にどのような効果があるのかについて、あわせてお伺いいたします。

神宮司子育て支援課長 今年の7月現在、県内で保育資格を登録している方が1万1,569人おります。また、今、保育所等で従事している方々が3,600名ほどおります。したがって、いわゆる保育現場にいない資格を持っている方、潜在保育士の方が約8,000人と見込んでいるところであります。また、この貸付制度の創設によりまして、こういった潜在保育士が保育の現場に復帰する動機づけになるのではないかと期待しているところであります。

渡辺委員 潜在保育士の方々が保育の現場に復帰する動機づけになるということですが、先ほど1つ目の質問の冒頭で話させていただいたんですが、県内においては、都市部ほど保育士が深刻な状態ではないという話ですが、この制度を活用して、本県では潜在保育士の方をどのようなどころで充足させていく、タイミングと申しますか、こういったところに潜在保育士に入ってもらって、保育の現場についての忙しい時間帯に補助していただくのかということ想定されているのか、次にお伺いいたします。

神宮司子育て支援課長 本県では待機児童ゼロという状況であります。最近、年度途中での保育士の確保が難しくなってきたということ、特に公立保育所で聞いているところであります。潜在保育士の復職につきましては、そういった部分で復職の支援をしていければと考えております。

渡辺委員 保育所も忙しくなって、年度途中の入所についての対応にこの潜在保育士の方々に活躍していただければということですので、そういったことであれば、ぜひ積極的にこの制度を活用してもらって、潜在保育士の方々に職場復帰していただければと私も思っているんですが、一方、この事業は昨年国の補正予算で行われているということも承知しているんですが、なぜこの12月補正のタイミングで県として貸付制度を創設するのかについて、最後にお伺いいたします。

神宮司子育て支援課長 委員御指摘のとおり、この事業は国補事業でありまして、昨年の国の補正予算にも計上されたところでありますけれども、本県は、先ほど言いましたとおり待機児童ゼロという状況が続いているということで、都市部のような深刻な保育士不足というのがないということで、昨年はこういった措置は講じなかったところでございます。

ただ、先ほど言いましたように、公立保育所で特に途中での採用が集まりにくいという話が、その後から出てきたということ、それから、本県ではこの4月から、3歳未満児2人目以降の保育料の無料化を始めたということで、保育ニーズがだんだんふえていくのではと考えているところでございます。

そういった中で、待機児童ゼロを、今後、継続していくためには、あらゆる手だてを講じていく必要があること、国の補正が講じられたことで、今回、本県としまして、これに呼応する形で貸付制度を創設したところであります。

#### (福祉施設における防犯対策について)

久保田委員 課別説明書の福の4ページと6ページ。まず、福祉施設における防犯対策についてですが、私が9月定例会の委員会で発言しまして、今回、国の交付金を活用し、国と県をあわせて4分の3の補助で防犯カメラ等が整備できることになりました。大変よかったなと思っているところですが、この補助金により、補助対象となる施設、または具体的にどのように防犯対策ができるのか、伺います。

神宮司子育て支援課長 課別説明書福4ページにあります児童養護施設の整備費補助金についてですが、県内にある児童養護施設、今回は4施設と乳児院の1施設につきまして、防犯のための対策を講ずることとしております。具体的には、防犯カメラの設置、あるいはインターフォンの設置ということ、これら施設では予定しているところであります。

山本障害福祉課長 課別説明書福6ページに掲げさせていただいております、県立施設整備費と知的障害者援護費について説明いたします。

まず、県立施設整備費の対象につきましては、民間の施設以外、国庫補助金の対象にならない県立の施設でございます。あけぼの医療福祉センターなど7施設と申し上げましたが、具体的には、あけぼの医療福祉センターのほか、育精福祉センター児童寮、あけぼの医療福祉センター成人寮、あさひワークホーム、梨の実寮、育精福祉センター成人寮、あゆみの家の7施設でございます。

また、知的障害者援護費の対象施設は、民立民営の施設でございます。障害児及び障害者を対象とする全ての入所施設、通所施設となっております。具体的には、相模原の施設と同様の障害者支援施設のほか、居住環境を提供いたしますグループホームでありますとか、日中のデイサービスを提供いたします生活介護事業所、就労に向けた支援を行う就労支援事業所、障害児の福祉サービスを提供する通所事業所などが対象となっております。

久保田委員 ありがとうございます。

1点、伺いたいんですけども、あけぼの医療福祉センターに我々が行ったら、わりにオープンで、散歩をしたりするというんですけども、そんなことをして、どのような防犯対策ができるのか、伺います。

山本障害福祉課長 具体的には、外部からの侵入に対する備えでございますとか、緊急時の対応に必要な設備を設備補助事業の対象としておりまして、お話があったとおり、防犯カメラでありますとか、110番に直結する緊急通報装置、センサーライト、あるいは防犯ガラス、フェンスや居室の出入口の拡幅などの改修工事が補助対象とされております。

また、補助の要件としましては、物品の購入は対象外としており、施設と一体的に整備する設備のみを対象とさせていただくこととしております。

久保田委員 今からだと思いますけれども、完璧な防犯施設の修繕をやっていただきたいと思います。

次に9月議会で災害時の対応マニュアルはあるが、不審者の侵入を想定したマニュアルづくりや訓練は行われていないと知事の答弁がありましたけれども、委員会において、このような事態は大変心配するところであり、県としては、今後、どのように対応していくのかと質問したところ、国で事件の検証と再発防止策について検討を進めているところで、その検討結果を受けて対応を考えていきたいと答弁があったんですけども、これについて、その後、もう何か月もたっていますけれども、どうなっているか伺います。

山本障害福祉課長 8月10日に設置された国の検討チームが9月14日に中間報告を出し、12月8日に最終の取りまとめを行ったところでございます。取りまとめの内容は、相模原の事件を踏まえた再発防止ということで、措置入院のあり方でございますとか、措置解除後の継続支援のあり方といったものが主になっておりますが、そのほか、防犯対策に関しましては、社会福祉施設側の対応といたしまして、29項目にわたる点検項目を明示し、その自己点検を行うとともに、必要な対策を講じることが求められているところでございます。

県といたしましては、この自己点検の実施を社会福祉施設に依頼するとともに、その状況に応じた支援を行っていくこととしておりまして、今回、計上させていただいております設備整備についての支援を行ってまいりたいと思っております。

この根拠となりますのは、先月、自己点検の実施状況の確認を行うための調査を行いまして、既に自主的に対応済みの施設に、今回の補助金による防犯対策を講じる施設を合わせますと、全体の8割以上について、防犯対策が講じられることになると考えております。

久保田委員 不審者侵入を想定したマニュアルづくりや訓練等々をやっていただき、そういう不審者が入った場合には、それに対応できるような訓練等々をやっていただきたいと、そう思い、お願いしながら終わります。

(病院等施設整備推進事業費について)

佐藤委員 課別説明書の福の8の中段にあります病院等施設整備推進事業費1億8,700万円余ということでございますけれども、このことにつきまして、どのようなことが起因してこういった設備を整備するようになったのか、お伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 今回の事業につきましては、平成28年度から適用されました消防法の改正を受けたものでございます。その消防法の改正のきっかけとなりましたのは、平成25年10月に、福岡市におきまして有床診療所で火災が発生いたしまして、10名の方がお亡くなりになり、さらに数名の方が負傷されたという事故がございました。それをきっかけに、入院患者の安全性の確保ということで、消防施設整備について進めるべきだということをきっかけにして、改正が行われたものと伺っております。

佐藤委員 医療機関が行う消防設備の整備に対する助成ということでありますけれども、どのような設備が対象になるかということと、補助の対象となる医療機関、6医療機関とございますが、どのようなところか、そしてそれがどのように分布されているか、つまり山梨県内の中、国中に偏っているのか、あるいは富士北麓なのか、それをお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) まず、助成の対象となります消防施設ですが、火災を消火するためのスプリンクラー、施設内に火災を知らせる自動火災報知器、さらに火災時に消防機関に自動で通報する火災報知装置、この3つが対象となっております。

次に、対象となる医療機関につきまして、補助対象となりますのは入院設備のある病院及び病床がある診療所、及び病床があります有床助産所が助成の対象となっております。

なお、スプリンクラー以外の自動火災報知装置につきましては、平成26年度までは免責要件がございまして、小規模な施設は対象外となっておりますが、昨年度の改正によりまして、現在は全ての病院と有床診療所が助成の対象となっているところでございます。

また、今回、助成を行ってまいります施設につきましては、病院につきましては2施設、いずれも国中でございます。診療所につきましても4施設ございますが、いずれも国中でございます。

佐藤委員 細かいことで申しわけないんですけども、スプリンクラー、熱感知なのか、煙感知なのか、両方合わせたものなのか、お伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) すみません、熱感知か煙感知かということまで、今、手元で確認ができませんので、また後ほどよろしいでしょうか。

佐藤委員 とにかく火災があつてはいけない、万が一、火災があつたら通報ができる、感知をするということで、よいことをしていることだとすごく思うわけです。ですから、そのためには、私たちがここで審議をするので、例えばどういうものが設置されるのかとか、どういうシステムになっているのかという部分を何らかの資料で示していただいて、こうなっていますよということであつたら、すごく簡単に審議が終了するのかなと思いますし、ただ6カ所あります、どこでどうですという形だけだと、ちょっともったいないなという感じがします。

そんなことがありますので、住宅設備に関しては、普及率が山梨県が一番低かったのが、高くはなりつつあるはずですけども、病院も動けない方が多いわけですから、入院されている方とすれば、そういった部分の安全確保のためによいことをしているので、スムーズな審議になるように、ぜひまたお願いしたいと思います。

それで、今、県内の病院と有床診療所におけるスプリンクラーの設置状況というのは、具体的にどのようになっていますか。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 設置状況でございますが、県内の60病院がございます。そのうち、スプリンクラーが設置されている施設でございますが、平成28年11月末現在で46施設でございます。整備率は77%でございます。また、病床数が19床以下の有床診療所につきまして



は、県内に42施設がございますが、スプリンクラーが設置されている施設は6施設でございます。整備率は14%という状況でございます。

佐藤委員 入院患者の中には動けない方がたくさんいるわけですが、今後の整備方針、例えば今の60施設のうちの残り14施設の整備に関する今後の整備方針について、お伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 未整備になっている施設につきましては、まず設置義務ということで、今回の法改正で設置が義務づけられた施設が27施設ございます。この施設につきましては、平成37年6月までという経過措置があるというものの、できるだけ早期に整備がされるよう、医療機関を対象とした研修会等の機会を通じて、事業の実施につきまして呼びかけをしてみたいと考えてございます。

次に、スプリンクラーの設置義務がない23施設でございますが、こちらにつきましても、入院患者さんの安全を確保するためには必要な設備ということでございますので、この制度を活用して整備していただけるよう、促してみたいと考えてございます。

佐藤委員 ありがとうございます。

くだいんですが、あつてはならない火事でありまして、厨房とか、火は使うかもしれませが、基本的には火気厳禁だと思いますから、その中で、やはり火災の報知、つまり感知器、スプリンクラー等、これが大事なことだと思っています。火災の発生がないとの前提ですが、万一の場合、入院患者の身の安全を図るために、ぜひ早急に、平成37年とお話ございましたが、前倒しもあつてもいいと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただいて、整備をしていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 第109号 指定管理者の指定の件（山梨県立あゆみの家）

質疑

（利用状況について）

土橋委員 何年か前にここに視察に行かせていただいたんですけども、結構、部屋があいていたりしていたと思います。北病院から、地域へ戻る前に訓練をするというようなことの説明を聞いてきたんですけども、今の施設の22人の利用状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

山本障害福祉課長 直近の実績が平成27年度のものになりますが、通所の自立訓練が定員22名ということになっておりますけれども、1日当たりの平均利用者は18.1ということでございまして、稼働率が82.3%ということでございます。また、宿泊型の自立訓練、これも稼働率は87%ということで、100%の稼働にはなっておりませんが、高い稼働率で運営がなされているものと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願第28-15号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(看護職の確保・定着について)

渡辺委員 看護職の確保・定着について、何点かお伺いしようと思います。団塊の世代が後期高齢者を迎えるに当たって、今後ますます、高齢化が進むことが見込まれている中で、医療現場においては医師の確保と同時に、看護師の定着についても、県内における喫緊の課題となっております。そのような中で、夜勤や長時間労働等の厳しい労働環境下にある中の看護師の確保定着についてですけれども、まず、県内においては、看護師というのが一体何名ぐらいいらっしゃるって、また毎年、どれぐらい退職者が出ているのかについて、お伺いいたします。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 県内に就業をしております看護職員の数でございますが、平成26年度末の統計によりますと1万447人となっております。これは、その2年前の統計、平成24年度末と比較しまして、379人の増加となっております。また、退職者については、県内全体の統計はございませんが、私どもで病院の立入検査を行っている際、県内60病院の退職者数につきまして調査をいたしております。それによりますと、平成26年度1年間の退職者の数は558人ということでございます。このうち、定年退職の退職者が50名、定年以外が508名という状況になっているところでございます。

渡辺委員 1万人強いる看護師の中で、年間に定年退職を除いて500人以上の方が退職されているということで、結構、深刻な状況にあるということを再認識したわけですが、そのような中で、看護職、特に病院に勤務されている看護師の方々が、夜勤等もあって、長期間勤務もある中で、500人以上、退職者が出ている現状を踏まえて、退職者を少しでも少なくしていく取り組みというのが大変大事になってくるかと思うんですけれども、県として、退職者を防止するという点でどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

井出福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 実際に退職をしている方々の理由などを調査しましたところ、まず、キャリア形成のために転職をするという方も多くおいでになりますが、病気によるもの、あるいは結婚、出産、あるいは家庭との両立が難しいというところが主な理由となっているところであります。こうしたことから、いずれにしましても、就業しやすい環境を整備する必要があるとい

うことで、離職防止ということで、専門の看護師・認定看護管理者等をアドバイザーといたしました派遣事業を行ってございます。

本年度は18病院へ派遣をいたしまして、勤務状況の改善などにつなげていただこうということで行っているとともに、実際に病院の管理者を対象としました研修会も開催しております。特に人材マネジメントということで、勤務環境の改善に向けた研修会ということで、看護職の離職防止、定着に努めているところでございます。また、子育て支援中の看護師が育児との両立を行いやすくするためということで、病院内に保育所を運営している場合につきましても助成を行う形で支援をしているところでございます。

渡辺委員

深刻な看護師不足に陥っている病院について、ぜひさまざまな施策を通じて離職者を少しでも少なくしていく、今の御説明の方策を積極的に進めていただきたいと思います。

また、この看護師の定着あるいは確保、質と量の確保については、山梨県の看護連盟、あるいは看護協会からも数々の要望が県に対しても、また自民党山梨県連に対しても寄せられておりますので、ぜひその点を十分認識していただいて、また進めていただければと思っております。

次に、離職者を防止していくことも大変大切なことですが、それと同時に、やはり現場は看護職の看護師さんが不足しているという状況もありますので、御説明があったように、一旦、子育てあるいは出産で離職した方、あるいは体調不良や病気等になって離職した方、有資格者でありますので、そういった方々が再就職というか、復帰するような支援策というのも大変大事になってくるかと考えております。そのために、復職に向けた支援として、どのようなことをなさっているのか、お伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 復職の支援につきましては、実際に病院の採用者のうち3割程度が復職者といいますが、再就職をしている方でございます。こうしたことから、そういう方々が円滑に復職をできるように、昨年度10月から、努力義務ではありますが、看護職員が離職する際に届け出を行い、復職する際のいろいろな情報提供が受けやすい環境整備をするということ、看護協会の委託事業の中で行ってあります。県といたしましては、退職時、離職時の届出制度の活用につきまして、呼びかけをまず進めているということがございます。

次に、実際に県内におります復職を希望する方々を、できるだけマッチングをうまく進めていくために、県内7カ所のハローワークでの巡回相談、ハローワークと協力して行っているものがあります。また、病院へ就業を希望する看護職の皆様が、ある程度ブランクがある場合、実習や研修を受けたいという希望もあります。そういった看護師を対象に、最新の看護技術の習得をしていただけるように、職場復帰を支援するために、3日から5日程度の実務研修を行っているところであります。そういったものへ参加を促すことによりまして、再就業の支援、促進を行っているところでございます。

渡辺委員

看護師の方々にブランクがあって、復職するに当たっては、御説明のとおり、やはり医療技術も日進月歩であります。当時の医療と現在の医療との進歩の差があって復職に二の足を踏むという話も私も伺っておりますので、ぜひ研修プランを各病院にお願いするなりして、現在の技術の習得に努めていただいて、気持ちよく復職していただける取り組みを進めていただければ、現場の看護師さんたちの過酷な勤務体制が改善されていくのではないかと思いますので、積極的に進めていただければと思います。

また、看護職を含めた医療従事者の確保定着というものには、働きやすい環境づくりというのが欠かせないということは承知しているんですけれども、これまで本県では未設置であった医療機関の勤務環境改善を支援するための医療勤務環境改善支援センターの設置に向けて、先の9月県議会も補正予算を議決したわけですが、この医療勤務環境改善支援センターは、未設置の県が本県を含めてもう3県しかない。ほとんどの県ではもう設置されている状況にあるということ、山梨県の看護協会や看護連盟の方々にお伺いしているわけですが、そこで、9月議会において補正予算で議決した医療勤務環境改善支援センターというものが、その後、どういった取り組みがなされて、どういう状況にあるのかということ、お伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 医療勤務環境改善支援センターにつきましては、9月の議会におきまして、勤務環境改善のための周知啓発、あるいは医療機関での勤務環境改善のマネジメントシステムの導入に向けた支援ということでアドバイザーの派遣、また運営協議会の設置という予算を御議決いただいたところでございます。

これを受けまして、実際のアドバイザー事業を行っていただく団体、また協力をいただきます労働局、並びに協議会の設置をするに当たりまして、御賛同をいただきます各種医療関係の団体等の調整を行いまして、今月26日に改善支援センターの設立を行う予定でございます。

設置後につきましては、勤務環境改善のマネジメントシステムということで、研修会の開催、労務管理や医業経営の専門家のアドバイザーの派遣、医療従事者の離職防止、医療安全の確保、医療機関における勤務環境の改善といったことを、進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### （県庁構内における猫について）

久保田委員 県庁の構内の猫の問題ですが、日だまりの天気ときは駐車場へ寝そべて、我々が駐車場に入るときにひく可能性もあるので、その前に何とか対応いただきたいと思っています。

そこで質問したいんですけども、このことが全国放送されまして、好感を持てる人はかわいいなと思うんですけども、やはり嫌いな人もいれば、アレルギーを持っている人もいる、飲食街の壁等が爪でかじられるということが言われております。そこで、今、何匹ぐらいいるか、把握しているのですか。

守屋衛生薬務課長 報道ですと30匹という数字が出ております。今、財産管理課と協力して確認には努めておりますけれども、今、手元にはその数字しかございません。

久保田委員 知事が11月11日の新聞の会見で、財産管理課と衛生薬務課で、猫とどのように共生を図っていくかということを検討しているというんですけども、まだ話し合いも何もやっていないということですね。

守屋衛生薬務課長 今の御質問ですけども、財産管理課と私どもで、報道でもいろいろありますけれども、共生という部分を、困っている方もいらっしゃるという状況でどのようにしているかということ、今、協議しております。

報道ですと、TNRという方法のことがよく論じられております。これは、一旦、保護しまして、避妊、去勢をしてまたもとへ戻すということですけども、そういった団体も県内にいらっしゃいますから、そういう方々の御意見をいただきながら、財産管理課との協議を進めてまいりたいと思っております。

久保田委員 去勢してまた放せばまた来るということですから、やはり猫の里親探しとか、そこからいなくなるような策を練ってもらわなくちゃ困るんですけども、いずれにしても、まだ話し合っているところまでいっていないというんですから、早く結論を出して猫の撤去をお願いします。

守屋衛生薬務課長 今、各種団体ともお話ししているんですけども、今月中に1回集まりを持つ計画はさせていただいております。委員がおっしゃられたように、全部いなくなることを望まれる方もいらっしゃいますし、一般の方で、いろいろな報道で私どものところに、県庁内で猫を飼育していく方向もあるんじゃないかという御提案もいただいております。そういうことも含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

久保田委員 猫を飼育するということは、猫園でもつくるんですか。

守屋衛生薬務課長 猫園をつくるということではなくて、一般論でお話ししますと、地域で猫たちを見守ってい

って、先ほど言いました繁殖の制限をしますと、一代限りの生を全うさせるという考えも全国的にはあるので、そういった御指摘もいただいております。そういうことを含めまして考えており、猫園をつくるということではございません。

(C型肝炎について)

浅川副委員長 私は6月定例会で代表質問をさせていただきまして、C型肝炎のことで、ハーボニーとかソバルディ等々ができて、1年くらいですか、今、実用化というか、患者に投薬して治った数が、約1,600人というふうに知事の答弁があったと記憶しているんですが、現在はどの程度かわかりますか。

岩佐健康増進課長 6月定例会の知事の答弁では、1,175人ということでお答えをさせていただいたかと思えます。現時点におきまして、新しい薬を使いました治療に対して医療費助成をした方の累積でございますが、11月末現在で1,456人という数字になってございます。

浅川副委員長 治ったということじゃなくて、投薬している人ですか。

岩佐健康増進課長 この薬につきましては、95%を超えるウイルス除去率が見込まれるということでございますので、投薬を開始した方につきましては、ほぼウイルスの除去が可能になってくるという考えでおります。ただ、医療費助成を開始した方でございますので、まだ治療を続けている方もこの中には含まれているものと御理解いただければと思います。

浅川副委員長 現在、投薬を受けている方はどのくらいおられますか。

岩佐健康増進課長 すみません、現在というものに関しましては、正確な数字を把握しておりません。通常、医療費助成の期間が薬の種類によっても違いますが、2カ月、3カ月という期間投薬することになってございますので、例えば11月に医療費助成を開始した方は32名、10月の方は39名ということでございますので、これを合わせますと大体70名ほどということになるかと思えます。

浅川副委員長 これは、県立中央病院なのか、それとも山梨大学なのか、あるいは両方合わせてなのか。

岩佐健康増進課長 県内の全ての医療機関等から出されるものを全て合わせまして、この数でございます。

浅川副委員長 山梨県では、C型肝炎が、肝炎、肝がんになって、死亡率も非常に高い。東日本で2位くらいとかって言われていたね。現在はどの程度まで肝がんの死亡率が改善されましたかわかりますか。

岩佐健康増進課長 山梨県の肝がん死亡率につきましては、長らく東日本で第1位であったということでございますが、青森県が抜きまして第2位になったところでございます。現時点におきましても、その状況には変わりはありません。

浅川副委員長 大変難しいことだろうと思いますが、今、県内にはキャリアと称される方はどの程度いるか、把握はしておられますか。

岩佐健康増進課長 その点が非常にひとつ難しい問題でございます。以前、こういった対策を始める前に、老人保健事業等におきまして肝炎の検査をした感染率等から計算しますと、当時の数字で大体6,000名から7,000名ぐらいがいらっしゃると考えておりました。その後、治療等が進み、またお亡くなりになる方などもふえる中で、現状、どのようになっているかということについて、なかなか正確な数字がない状況でございます。

浅川副委員長 県も支援をしている肝炎の市民講座、12月10日に北杜市で行われまして、私も顔を出させ

ていただきましたが、小俣先生の一番弟子と言われている小尾俊太郎先生が言っておりました。その日もかなり大勢の方が見えておりました、これからもしっかりした対応をしていかなきゃならないと思ったところであります。またそこで県が早くに導入したファイブロスキャンの動きが、今、どうなっているのかという質問がありました。ファイブロスキャンにつきましては、今、どんな移動をさせたり、置いてあるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

岩佐健康増進課長 ファイブロスキャンにつきましては、全国に先駆けまして、山梨県においてがん健診機関に整備の助成をしたところでございます。実績としましては、具体的には健康管理事業団、JA厚生連健康管理センター、富士吉田医師会の3つの健診機関に導入をいたしまして、平成27年度の実績としましては、10の市町村で検診で導入をしております。

浅川副委員長 今、6,000人とか7,000人とかという話もしましたが、私がいろいろなところで、まだ1万人近いキャリアの方がいるんじゃないかとお聞きしました。特効薬に近いものができているわけですから、今後、この部分を福祉保健部としてどういう形で県民の人たちに訴えていくのか、がん対策推進条例の中にも、検診率の一部分が書いてありますが、そんなことを踏まえる中で、部長に、C型肝炎についてお考えをお聞きしたいと思います。

市川福祉保健部長 今、委員からお話がありましたとおり、劇的な効果を発揮する新薬ができたということでございます。1人でも多くの方々が肝がんでお亡くなりにならないように、早期に薬を使っただけということが肝要と思っておりますので、まずは普及啓発、県の助成制度を使っただけということについては、いろいろな方法を使いまして、普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### (山梨県動物愛護管理推進計画等について)

佐藤委員 またペットの話になってしまいますが、今年は熊本地震もありましたし、鳥取県や、海外で、イタリアでもありました。その中で、人間の安心・安全が一番だとは常々思っていますけれども、少なからず、避難者の方々の中で、ペット、犬あるいは猫を飼われている方がいると思います。その場合、同行避難ということがあろうかと思えます。

県では、平成26年度から山梨県動物愛護管理推進計画ですが、10年間の位置づけて、ペット救護対策について指針をこれからつくろうとされていますし、また、今月28日を目途にアンケートをとられていると思いますけれども、いずれにしても、動物愛護といえましょうか、あるいは避難先でも動物と一緒にいて癒やされるという部分もあります。この指針について、10年計画とありますけれども、災害というのはいつ起こるか分かりませんから、平常時からそういった指針を早めにおつくりいただきたいと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

守屋衛生薬務課長 まず同行避難ということをお指摘いただきました。同行避難というのは、ペットと飼い主と一緒に避難所に避難をするということです。そうなりますと、避難所の受け入れ体制もきちっとしていなければならないということになります。ただ、先ほどの県庁構内の猫の話も出ましたけれども、猫が得意な方、苦手な方、ちょっと猫の毛はという方など、いろいろいらっしゃいます。避難所のことで市町村とどのようなことができるかということ、先進事例とか、そういうことを含めまして、平成26年度から年2回、そういった研修会を市町村の皆さんが来てやっていただいております、100名とか150名の方が出席していただいております。本年度も10月に実施しており、出席者は66名となります。

来年になりますけれども、1月19日に茨城県で起きた水害における対策ということで、実際にそれにかかわった行政職員に来ていただいて研修会というものをを行います。そういったものを含めまして、市町村の皆さんにはお知らせしていきたいと思えます。

指針の話ですが、今、そのたたき台をつくっている最中でございますので、できるだけ早めに作成したいと思って考えております。

佐藤委員 避難所の管理運営は市町村だと思っていますから、県で指針をおつくりいただいて、その中で

市町村におろしていただく、指導していただくということかと思えます。

その中で、一例ですけれども、獣医さんが心配されているのは、猫の毛が嫌いだ、あるいは犬の鳴き声が嫌いだ、困るという方がいらっしゃるのあたり前の話なので、その中で、例えば体育館は避難所だけれども、動物たちはちょっと離れたところに避難というか、隔離というんでしょうか、コーナーを設けるみたいな形になると思います。管理運営そのものは、学校長の好き嫌いも出てくるはずなので、そういった中でどのように御指導するというんでしょうか。うちは全く受け付けないよなんていうことはあってはならないと思います。そういうことがあってはまた困るんですけれども、避難されている方が心地よくはあり得ないんだけれども、気持ちよく動物と一緒にいられるというのも含めて、市町村にどうおろしていくか、校長までおろしていくかということだと思えますが、いかがでしょうか。

守屋衛生業務課長 市町村をお願いをするということで、ちょっと古いデータで大変申しわけないんですけれども、平成26年度にアンケート調査をさせていただきました。地域防災計画の中に、ペットの避難に対するの項目があると13市町村からの報告を受けております。また、今、委員の御指摘にありましたペットの保管場所といいますが、スペースを確保しているというのは、15市町村が設置しているということがあります。ちょっと古いので、今年度、またアンケートを考えてみたいと思っております。

学校長までということとはなかなか難しい面があるので、まず、全市町村でスペースを確保する。ただ、熊本県とかそういうところがあるんですが、そういったところでも、全ての避難所にそういったものが置けるわけではございませんので、動物と避難するんだったらAというところに行ってくださいというすみ分けをしたとか、また、スペース的には、体育館とかそういった活動スペースを使うということがありますので、そういった事例等も啓発しながら御理解をいただきたいと考えております。

佐藤委員 遠いところからだんだん近づいてきているのかみたいな非常に怖い話ですけれども、いつ起こるかかわからない自然災害、地震ですし、東日本の場合は津波という部分がありました。何が起こるかかわからないという部分がありますので、用意周到というんでしょうか、そういった部分で御対応をお願いしたいと思います。

#### (行政の効率化について)

前島委員 今度の補正予算に絡んで、福祉保健部全体の課題として、行政の効率化、省力化、サービス、このことを少し検討する必要があるのではないかと感じました。今度の防犯カメラ、あるいは非常装置だとか、こういう備品にかかわる設置のような小規模の国庫補助金、県の上乗せの、一事業所平均で考えると100万円から200万円単位の事業ですね。これに対して、申請書類の書式が、19ぐらいの項目の手続が必要になる。普通の建築事業みたいな大きな補助事業でやるものと違って、こういう緊急性の備品などの設置なんかについては、少し現場の事務の省力化に協力をする体制というのが必要ではないのかという感じがしています。これは、福祉保健部全体、非常にたくさんメニューを持った窓口でありますので、特にそういう点で、手続については省力化を図ってほしいという感じがあります。

今度の場合、特に各法人や事業所の皆さん方が、定款から始まって収支決算から予算書から、何から全部一式、19項目にわたっての書式を提出するというやり方は、あまりに不合理ではないか、もっと省力化を図ってほしいという御要望が非常に多く寄せられたところです。

だから、これだけの備品を補助していただくのに、こんなにたくさん書類の申請をしなきゃならんのかという、やはり事業所にとって考えると、官公庁と違いまして、各事業所の福祉施設の事務員というのは、2人が、多いところで3人程度しかいらっしゃらないんですね。そういう状況の中で、そこには監査書類もつくらにゃならん、あるいはいろいろたくさん書類を取り扱っていかなくちゃならんのに、大変負担だと。ほんとうにそういう点について、ぜひ県で、法人の人格を把握しているんだから、最低、必要な、例えば人格を確認するであれば、定款を出してください、そして設置の図面につけるとところの見取り図をつけてください、残高証明をつけてください、そのわずかな書類でこの事業をやれるんじゃないでしょうか。

だから、これは、総務課長を中心に、いわゆる福祉保健部全体のテーマとして、省力化に向かった取り組み、最近、簡素化という言葉も遠い昔の言葉になって、今はむしろ書類の洪水で、見ているそれぞれの事業所は大変なんです。そういうことについて、行政の効率化、行政のサービスという点で、改めてお互いに行政では問い直していく必要がある時代に入っているのではないかという感じもするんです。

今度の場合は書式が19ぐらいありました。建築事業を申請する書類のような一式です。100万円か150万円の補助金をもらう、備品をもらうだけのものです。これについて、どなたでも結構ですけども、やはり取り組みが必要だという点で、お答えいただけたらお願いしたいと思います。

市川福祉保健部長 委員御指摘のとおり、住民の方々、利用者の方々の御負担をなるべく減らしていくという簡素化というのは大変大きな視点であろうと思っております。一方で、少額とはいえ、県民の皆様のお金をお使いさせていただくという観点がございますので、的確性、透明性、公平性といったものをいろいろな面で考えていく必要があるんだろうと思っております。そのあたりの簡素化といったことと、業務執行の的確性といったものを、バランスを図りながら考えていきたいと思っております。



主な質疑等 教育委員会関係

第100号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第101号 指定管理者の指定の件（山梨県立図書館）

質疑

浅川副委員長 県立図書館ということで、私どももかなり着地までには時間もかかったわけではありますが、この4年間を通じて、岡山県に次いで2位と、大変胸を張った図書館かなと思っていたわけですが、今回、この点数表を見て、愕然としたわけがあります。それにつきまして、若干質問をさせていただきます。前回のことを聞いていいのかわかりませんが、前回は、これ、競争はなかったんですか。1社だけだったんですか。

岩下社会教育課長 前回につきましては、2つの団体が候補としてございました。

浅川副委員長 次期指定管理者として、点数で言うと及第点に達しているところは1カ所ですね。そういう中で、まだ新しく、良好な立地条件の中で、90万人という多くの人を迎えているわけですが、この候補者に選定した経過について説明してください。

岩下社会教育課長 選定した経緯についてでございますけれども、6月に設置いたしました外部有識者によりまず選定委員会におきまして、募集要項、審査基準、審査項目ですとか配点等を決定しまして、8月1日から9日まで公募を行いました。応募者につきましては、1つの団体、きらっとやまなし共同事業体のみでございました。8月上旬に一次審査を行いまして、9月中旬に、二次審査としまして、応募者の経営状況等の審査、またプレゼンテーションをしていただきまして、また質疑応答等、提案内容につきましての審査を行いました結果、また10月に3回目の選定委員会を開催しまして、最終審査を経まして候補者を決定したところでございます。

浅川副委員長 選定委員の構成で、5人で構成しているようですが、この選定について、構成メンバーはどのような観点から審議をなさったんでしょうか。ここに点数表は出ておりますが、これも踏まえる中で、わかる範囲の説明をしてください。

岩下社会教育課長 1社だけの応募ということで、今回は大変細部にわたりまして厳しい審査になったということがございます。選定委員会におきましては、選定委員会で決定しました審査基準に従いまして、各審査項目につきまして、それぞれA B C D Eの5段階で評価を行いました。それぞれAは満点、Bは4分の3点、Cは2分の1点、Dは4分の1点、Eについては0点としております。今回につきましては、各審査項目の評価に、選定委員から審査によって示されました、運営上、留意すべき事項を加えることによりまして、適正かつ安定した管理運営、またサービスの質を確保するというようなこととしまして、指定管理の候補者を決定したところでございます。

浅川副委員長 71.7点、この基準がどういう基準か、よくわかりませんが、例えばこの中で、70点以下だったら指定管理者にしないと、そんなふうな基準もどこかに設けながら進めてきたわけですか。

岩下社会教育課長 指定管理者の選定に当たりまして、審査項目ですとか配点などの進め方についての選定基準につきましては、各課で設置しております選定委員会によって定めるということになっております。県の方針としまして、最低点を設置するということは義務づけられておりませんで、指定管理者としてふさわしいかどうかということについて、選定委員の合議によりまして判断していただいております。

浅川副委員長 例えば1社しかない場合は、点数が50点以下でも選定するという考え方でいいわけですか。

岩下社会教育課長 選定委員会の審査を経まして、先ほど申し上げましたけれども合議の上で、ふさわしいかどうかという判断をさせていただいております。

浅川副委員長 ちょっと答えにはならないようだけれども、こんな低い点だったら、これだけ大勢の人が来るということが実証されているんだから、もう少し広く求めるようなことはしないのか。

岩下社会教育課長 今回の募集につきましては、ホームページに載せる等、こちらとしましても新規に応募していただけるような努力をしまいたとところでございます。ただ、結果としては1つしか応募がなかったということで、その点については、今後、さらに広報等を広める中で、応募がふえるような努力をしまいたいと考えております。

浅川副委員長 これからこういう点数の中で、県の教育委員会としては、改善も含めてどういうふうに関与していくんですか。

岩下社会教育課長 委員御指摘のとおり、適切な事業者を指定管理者として、これからも適正な管理運営のもとで、これまで以上にサービスの質の維持向上に努めていく必要があると考えております。

具体的にですけれども、毎年、2月末までに年間実施計画書の提出をさせています。また、四半期ごとにモニタリング調査、また年3回以上、所管課長による意見交換、そういったことを定期的に行ってまいります。そういった中で、管理運営状況の把握や検証をしていきまして、適正な管理運営の確保、サービスの質の向上が図られるように、指定管理者を指導してまいりたいと考えております。

浅川副委員長 モニタリング調査とか、そういうものは、指定管理施設はみんなやっているね。この調査を中心として、これから県が、4年間、再度、見直すときだけじゃなくて、毎年、チェックできるようなことは考えていますか。

岩下社会教育課長 定期的にそういったモニタリング以外にも、計画書の提出、また毎月、事業の報告書を上げさせておりますし、利用者の満足度調査等も実施する中で、よりよい運営に努めてまいりたいと考えております。

浅川副委員長 最後になりますが、せっかく選定委員の方々がこれだけの、7項目を挙げたわけですね。これはモニタリングとはまた別の視点だと思うんです。私も、これからは注視していかなくちゃならないと思いますが、全国1位を目指すくらい、また100万人を目指すくらいの前向きな気持ちを教育長に答弁していただいで終わります。

守屋教育長 ただいま委員から点数が高くないのではないかという御意見をいただきました。今後、契約を結ぶわけですが、契約を結んだ以降に、しっかりと今回の提案があった件について、契約の条項

に基づいて適正な契約の履行ができるかどうかは、しっかりと管理していく。その契約が履行されないことがないように、毎月、あるいは毎年、管理監督をしっかりとしまして、この図書館が、岡山県にも負けないような入場者数、サービスの内容を実現できるように、しっかりと指定管理者と一体となって取り組んでいくように考えております。

佐藤委員

浅川委員と重なる部分もあろうかと思いますが、私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。総合加点ですから71.7点となっていますけれども、割合を見ていくと、例えば1番については54%、2番が6割、3番は7割になっていますけれども、4番が5割、5番は4割、6番が55%、ところが、7番に関しては90%、100%。ただ、利用料金の納付率については20%と、非常に低率なわけですね。これで見ると、7番の提案価格については、正直言ってお金を使うことは非常にたけているなど、こういうふうに見えちゃうんですけれども、事業のほうは、例えば具体的な手法及び期待される効果とかという部分が低かったりするわけですね。だから、何か工夫をやって利用者数をふやすという努力が見えない配点になっているように見えるんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

岩下社会教育課長

まず提案価格の中で、満点の部分についてですけれども、2つ以上の団体が出てきた場合に、提案価格が最も低いところが満点という形の計算方法になっておりますので、今回、1つの団体しかございませんので、その分が満点になってしまうということになっております。

また、利用料金の納付率についてですけれども、これにつきましては、収入見込額を実績が上回った場合、いわゆる利益が出た場合ですけれども、そういった場合の還元率としまして、5分の1の納付を提案をしてこられました。ですので、5点満点のうちの5分の1ということで1点という配点になってございます。

ただ、この施設、図書館につきましては、本来、収益性の高い施設ではないというようなことですので、この割合が5分1、20%でも適当というふうに選定委員会で判断していただいたところでです。

佐藤委員

改めて、お問い合わせして、お聞きしたら答えがわかるみたいな部分でなく、やはり提案の段階でそういった御説明がないと、我々がここで審議する価値がないような気がしますね。今、浅川委員のお話がありましたけれども、岡山県があるとか、2番だとかという話以上に、意欲があって指定管理に名乗りを上げたのかどうかという判断基準がわからなくなりますね。今までの事例なのか、今後もこれに対してもっとアップするというのが期待できないと、やはり指定管理というのは見直す必要もあるような気がしますけれども、いかがでしょう。

岩下社会教育課長

今回、幅広く提案もしていただいておりますので、その中で幾つかいつまんで説明させていただきました。また、提案内容が不十分だったことは申しわけなく思っております。

今回、提案の中には自主事業というような部分もございまして、提案の中にぎわいの創出ですとか、よりよい運営についての自主的な提案もございまして、そういった部分が採点にも含まれておりますので、その点は御了承いただきたいと思っております。

佐藤委員

4年間で3億2,900万円という指定管理料がいくわけですから、これは決して低い金額じゃないですね。ですから、せっかく指定管理をいただくんだったら、これだけのすごい意欲があるんだよという部分が見えていないといけないうのに、その評点が71点というのは低いと私は思います。たった1社しかないから選定ができないのかもしれないけれども、この程度と言っては申しわけないけれども、本当にやる気があるのかどうか、そこはやはり感じてしまいます。ほかに応募がないから私たちがやります的な話なのか、私たちが絶対やるんだとかという意欲があるのかどうか、これじゃ見えないので、正直言ってこんなに低いのかと驚きました。

ですから、本当にやっていく気があるのかどうかというのを毎年チェックする必要があると思いますが、いかがでしょう。

守屋教育長

大変点数が低いという意見をいただきました。絶対的な基準というか、1社しかない、これを

通していかどうかというのを厳しい視点で見られてこの点数になっております。それから、この募集をするに当たっては、必要最低限の施設の維持管理の基準を示した仕様ですとか、サービスの仕様ですとかというものはもともと用意して相手方に渡した上で、相手方がこういうことをやるんだという具体的なものを上げてきておりますので、必要最低限の仕様については、今回、基本協定を結ぶ際には、必ず相手方がやるということを協定書の中には盛り込まれます。

ですが、私どもが示した仕様以上にいろいろな提案はいただいておりますので、そういうことがしっかりと4年間の間に履行されるように、モニタリング、あるいは契約書、計画書等で、その協定の内容がしっかりと担保できるように、今、委員会で御指摘があったところは、十分に重く受けとめまして、しっかりと見ていくようにいたします。

佐藤委員 了解しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの**

質疑

**(富士北麓公園陸上競技場改修工事業費について)**

渡辺委員 課別説明書の教の5ページ、スポーツ施設改修事業費の中の臨、富士北麓公園陸上競技場改修工事業費について、何点かお伺いさせていただきます。

かねてより東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿等の誘致に向けて、地元からも改修に向けて、長年、要望を続けてきたところ、やっとこの12月の補正予算で予算計上されたことに対しまして、地元の1人として大変うれしく思っておりまして、ぜひしっかりと改修していただいて、ラグビー、陸上競技も含めた団体競技の合宿誘致が進むように頑張ってもらいたいと思います。その中で、まずこの改修事業についてですけれども、どのような改修を行っていくのかという全体の概要について、お伺いいたします。

赤岡スポーツ健康課長 今回のこの改修事業でございますけれども、オリンピック・パラリンピックの事前合宿、ラグビーのワールドカップのキャンプ地誘致に向けて、ラグビーと陸上競技が誘致の可能性が高いということで、それぞれの競技団体が定める施設基準がございます。それに照らして、不足しているものとして、屋内練習走路、夜間照明、そしてトレーニングルームがありますので、この3つの施設を整備しようとするものであります。

渡辺委員 富士吉田市もラグビーワールドカップに向けてホストタウンになっているとか、また、陸上競技についても、日本代表の選手が合宿している場所でもありますので、ぜひ進めていただきたいところなんです。今回、今、説明していただいたように、事業内容のところには屋内練習走路と夜間照明の整備となっているんですけれども、この2点について、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

赤岡スポーツ健康課長 まず、屋内練習走路についてでございます。この屋内練習走路、今回の補正予算におきましては、建築場所の整地、それから側溝の設置などの造成工事を予定しておりまして、経費的には3,464万7,000円を見込んでおります。

それから、夜間照明についてでございます。夜間照明は、高さ30メートルの照明灯をグラウンドの四隅に配置をするということを予定しております。この整備費で4億9,000万円を見

込んでおります。

渡辺委員 1つが、この屋内練習走路については、造成工事を今回の補正で行う、大体三千数百万円。そして、夜間照明については4億円強をかけて、陸上競技場の四隅のゲートのところに設置していただけるということです。来年度中に完成というお話でしたけれども、この2点の屋内練習走路の造成工事と夜間照明の整備についての工事のスケジュール、完成予定などをお伺いいたします。

赤岡スポーツ健康課長 まず、屋内練習走路の造成工事でございます。この造成工事、年度内に着工いたしまして、明年度の夏までには完了させるという予定でございます。それから、夜間照明につきましても、今年度に着工いたしまして、明年、年内に完成をさせる予定でございます。

渡辺委員 ぜひ工期を守って早期に完成させていただければと思います。  
次に、知事の所信表明の中で、屋内練習走路にCLTのパネルを使うというお話があったと思うんですけども、それをどのように使っていくのかということと、実際に県産材のCLTパネルをここで使う目的というものは一体何なのかについて、お伺いいたします。

赤岡スポーツ健康課長 まず、どういうふうに使っていくんだということでございます。このCLTパネルは、屋内練習走路の壁ですとか、天井の構造材として使うことにしております。壁に使っている部分は、建物の内部からも、建物の外からも、木質、素材の質感が見えるような構造にするということとを予定しております。

目的についてでございます。CLT工法というのは、県を挙げて、今、森林環境部が中心になっているんですけども、CLT工法、県産材の需要の拡大につながるということで普及に取り組んでいるということでございます。この屋内練習走路に使うということで、これが今回、全国有数の規模になるということも通じまして、県産材利用のモデル的な施設となるということで、この施設を通じてCLT工法の普及を一層加速させて、県産材の需要拡大につながるということを目的としております。

渡辺委員 ぜひ、キャンプ、合宿地の誘致がなかった折には、世界のトップアスリートがここに来てくださるという形になって、そういった県産材のCLTパネルのモデルケースとして、本当に世界にアピールできれば大変いいと思っておりますので、どういう形になるのか、まだ具体的には見えてこないんですが、また今後、伺う中で、そういったモデルケースとなればいいと思っております。

最後に、今回、屋内走路の造成ということで、今後、建屋も建てていったりですとか、ウエイトトレーニングルームの施設の充実もやっていかれると思うんですけども、今後のスケジュールについてお伺いします。

赤岡スポーツ健康課長 今後のスケジュールでございます。夜間照明は明年中には完成をする予定でございます。屋内練習走路でございますけれども、ただいま、実施設計の最中で、これが3月、今年度内には終わりますので、これをもとに実際の建設工事に明年度には着手をして、平成30年の夏までには完成をさせるということで、今後、予算措置をお願いさせていただきたいと考えております。

それから、トレーニングルームでございますけれども、これも明年度中に着工して年度内に完成をさせるというスケジュールで、こちらのほうも改めて予算措置をお願いさせていただきたいと考えております。

#### (児童心理治療施設附属支援学校建設事業費について)

卯月委員 課別説明書の教の3、児童心理治療施設附属支援学校建設事業費として、2,200万円余を計上しておりますけれども、これに関連して幾つかお伺いしたいと思っております。

この児童心理治療施設に入所または通所している子供たちは、発達障害とか二次障害、虐待等によりまして、家庭、学校、社会において、対人関係など、不適応を起こしているなど、大変深刻で難しい課題を抱えていると思っております。今議会の知事の所信表明でも、発達障害等のある子供

たちに対して、新たに設置する児童心理治療施設における治療や支援と合わせて、特別支援学校を設置することにより、一人一人の障害の状況に応じた適切な教育を提供していくこととしておりました。午前中の山梨県子ども心のケアにかかわる総合拠点の整備についても、河西委員からも質問がありましたけれども、この施設計画について、まず今後の整備スケジュールについて、重なる部分もあると思いますけれども、お伺いしたいと思います。

望月学校施設課長 今後のスケジュールにつきましては、今回、お願いしております補正予算により、今年度から来年度にかけて、用地測量、地質調査、建物の設計、積算などを行うこととしております。その後、平成30年度から平成31年度にかけて、校舎建設、また外構工事を行い、平成32年4月に開校することを予定しております。

卯月委員 平成32年の開校を目指すということでございましたけれども、整備する特別支援学校は、どのくらいの規模の学校を想定しているのでしょうか。また、受け入れする人数についても教えていただきたいと思っております。

望月学校施設課長 整備します特別支援学校ですが、これは児童治療心理施設の入所者や、退所後にフォローアップで通所する児童生徒が通学するということになります。

受け入れ定員につきましては、児童心理治療施設の定員に合わせて、入所30人通所15人、合計45人を定員としております。施設規模につきましては、他県の類似施設を参考としまして、この45人という定員に応じた規模の学校を想定しております。

卯月委員 ただいまの説明で、30人プラス15人で45人ということでありましたけれども、45人を受け入れるということで、他県で、例えば児童心理治療施設と連携する形で、先行事例としてどのような教育環境が提供されているか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

鈴木新しい学校づくり推進室長 本年5月に全国調査を実施しております。その結果では、全国の34の道府県に45の児童心理施設が設置をされておまして、そのうち特別支援学校や小中学校の分校または分教室を設置している施設が36施設、また、施設の近隣の特別支援学校や小中学校に通学をしている施設が9施設という状況でございます。

卯月委員 今の他県の状況で、分校や分教室の設置、また近隣の小中学校への通学など、さまざまな形で教育環境が提供されているということでありました。本県では、直営で児童心理治療施設に附属するという部分で、教育環境として特別支援学校の本校を設置することとなっております。この機能の併設ということでは全国初めてということであると思っておりますけれども、その先んじた事業を行う、この考え方についてお伺いしたいと思います。

鈴木新しい学校づくり推進室長 本校を設置する考え方ということでございますけれども、新設する学校には、児童心理治療施設に入所または通所する、非常に難しい課題を抱えた児童生徒が通学をすることになります。そうした子供たちに、一人一人の状況やニーズに応じたきめ細かで適切な教育を提供するためには、やはり学校長を配置をいたしまして、こころの発達総合支援センターなど、拠点内の施設と緊密な連携を図り、円滑な学校運営を行っていく必要がありますので、本校を設置することとしたところでございます。

卯月委員 本当に大変すばらしい事業であると思っております。  
一般質問でも代表質問でも何度か質問させていただいておりますけれども、この事業も大変いい事業だと思います。あわせて、現状、子供たちがこれだけ激減している中で、この特別支援学校のニーズは、通う子どもたちが減っているどころか逆にふえている現状もあります。現在までもう既にかなり老朽化して不便を来している支援学校もありますので、こういったことについても、引き続きといたしますか、整備を進めていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてもひとつ、最後をお願いします。

鈴木新しい学校づくり推進室長 特別支援学校の施設整備につきましては、平成23年度に策定をしましたやまなし特別支援教育推進プランに基づきまして、順次、進めているところでございます。

現在、わかば支援学校の全面改築を行っておりまして、来年度中には完成する予定となっておりますので、次に老朽化等の課題を抱えているやまびこ支援学校の施設のあり方について検討を行っておりますが、やまびこ支援学校につきましても、できる限り早く施設整備ができるように、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 請願第28-14号 2016年度ゆきとどいた教育を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑

(いじめについて)

久保田委員 10月28日の山日新聞に掲載されております昨年度の県内公立小中学校と特別支援学校の学区で把握したいじめの件数が、前年より264件、パーセンテージにして10.7%増、2,727件だったということがわかりました。中には、いじめ防止対策推進法の規定に基づく重大事態が3件含まれているとのことでありました。非常に気になったんですけども、その件数の増加要因について、どのように考えているか、お伺いします。

青柳義務教育課長 いじめの認知件数が大きくふえているということにつきましては、国でも、細かいいじめでも積極的に認知をして、早いうちに対応するということを指導しております。それに基づきまして、県内の各学校でも、ささいないじめであっても積極的に認知をして、件数は昨年度からふえております。

重大事案につきましては、昨年度3件、その前も3件ございましたが、これは冷やかし、からかい等によって不登校になったものが重大事案ということで上がっているのがほとんどでございます。

久保田委員 そこで、学校ではどのようにしていじめを発見しているのか、またいじめの発生を確認した場合、どのように対応するのか、お伺いします。

青柳義務教育課長 まず、いじめの発見につきましてはいろいろな方法があるんですけども、いじめの認知が一番多く出ているのは、アンケートの実施によるものです。ほとんどの小中学校で学期1回、年間に3回のアンケート調査を行いまして、それに基づいた聞き取り、面談等を行っております。それ以外に、教師が見ていて発見したもの、それからいじめられた本人、保護者からの訴え等、こういったものが主なものになっております。

対応につきましては、まずいじめられた子の保護ということが一番になりますので、いじめをやめさせるということで、いじめている側の指導、必要に応じて保護者、重大な事案になる場合については、関係機関等の連携も図っております。それから、いじめられたほうにつきましても、スクールカウンセラー等の相談等を通してケアに努めております。

久保田委員 いじめ事案に対する学校と教育委員会のかかわりですけれども、我々もずっと町議会議員、市議会議員をやりまして、学校側はわりにもいろいろ小さいことは隠すんですね。この数字以上にはあると思うんです。それはそれとして、いじめの事案について、学校と教育委員会のかかわりを教えていただきたい。

青柳義務教育課長 基本的には、小中学校につきましては、市町村の教育委員会とのかかわりが一番大きいかと思えます。いじめにつきましても、先ほど出ました重大事態につきましても、各学校が市町村に報告をしまして、そこで、調査委員会を立ち上げるなど連絡をとりながら解決に当たっているところなんです。

県としましては、配置しておりますスクールカウンセラー、場合によっては各教育事務所に配置がされておりますスクールソーシャルワーカーが間に入って、関係機関とか保護者等との連携をとったりしているのが現在の取り組みでございます。

久保田委員 大体わかったんですけども、今、小学生でも、スマホですか、それによってメールのいじめもふえていると思います。表にはなかなか出ないですから、多分、発見は難しいと思うんですけども、メールによるいじめについてはどのように対応しているんですか。

青柳義務教育課長 いじめの二千数百件の件数の中には、インターネットとかメールによるいじめも、数は少ないですけども、山梨県でもございます。各学校では、情報モラル等の研修ということで、ほとんどの学校が保護者対象の情報モラル研修、それから児童生徒対象の情報モラル研修等を行って、また、あわせて道徳等におきまして心を育てるということで、そういった事案が発生しないように取り組んでいるところでございます。

久保田委員 メールの誤った使い方をすれば凶器にもなります。メールによるいじめを未然に防ぐには、道徳等の教育をしていると思うんです。メールというか、スマホの使い方の教育は、今、小中学校でもやっているんですか。

青柳義務教育課長 スマホ等の使い方につきましては、PTAとか校長会、教頭会等で、午後9時以降には使わないとか、食卓に持ち込まないとか、嫌なことは書かないとか、そういった運動として、今、取り組んでいるところでございます。

久保田委員 いじめの件数は、もっとあると思います。ちょっと外れますけれども、不登校も、3カ月以上休むのが3件と書いてあるんですけども、不登校であれば何百件という件数があるんじゃないかと思うんですけども、そういうのはわかりますか。

青柳義務教育課長 小中学校の不登校者数につきましては、一昨年度が807件、昨年度が824件、これが小中あわせた数字でございます。

久保田委員 いずれにしても、学校に行かない生徒が多くなりつつあります。やはりこれは学校、家庭、あるいは地域でそういうものも防ぐように努力するように、教育委員会でも、学校を通して、家庭、地域に指導していただきたいなと思います。

#### (県立射撃場について)

土橋委員 横内知事のときに、射撃場について5年間凍結するというので、それが切れて、たしか前回、予算を計上したと思うんですけども、その結果、今、どこか候補地が上がってきているのか、



どういう進捗状況にあるのかということをお教えください。

赤岡スポーツ健康課長 今、委員御指摘の平成28年度当初で計上した予算ですけれども、検討委員会設置の予算でございました。この検討委員会、新しい射撃場のあり方の検討というのが、昨年度までは教育委員会が所管をしておりましたけれども、今年度から総合政策部に移管になりました。総合政策部で、新しい射撃場のあり方というのは検討することになっておまして、先月下旬に第1回の検討委員会が開催をされております。また今月の26日には第2回の新しい射撃場のあり方検討委員会が開催されることになっております。

土橋委員 教育委員会から移管されたということですね。私の情報の中には、国体で射撃が全国最下位くらいに落ちてきているということで、撃つところがなければ落ちるよね。それから、国体の種目としてのクレー競技も教育委員会は関係なくなったということですか。

赤岡スポーツ健康課長 クレー射撃を含めて、国体の競技力向上というのは私どもスポーツ健康課のメインの仕事でございますので、引き続き私どもで所管をしております。

**(本県の東京オリンピックへのかかわり方について)**

浅川副委員長 富士北麓公園はすばらしい、ラグビーと陸上競技場ということで、オリンピックの誘致もできると先ほどお話をしておりましたし、地元の議員もかなり力を入れているところで、よく承知しております。しかしながら、誘致だけではなくて、2020年を踏まえる中で、山梨県としてオリンピックにどういう種目でかかわっていくのか、わかっている範囲で教えていただけますか。

赤岡スポーツ健康課長 まず競技力の強化ということだと、若手の選手を育てて、何とかオリンピックに出場させるようにということで、今年、特にオリンピックへの出場が期待される選手の強化ということで、競技団体を通じて強化を図っているところです。

それから、その競技力の向上というところを離れて、それぞれ、例えば、富士北麓で、今回、いろいろ施設の整備はしますけれども、これはまた地元の皆さんと連携しながら、地域振興、あるいは地域のスポーツ振興といったようなものにつなげていければと考えております。

浅川副委員長 私は、今、どのぐらいの競技種目を把握しているのか、その辺をお聞きしたかった。

赤岡スポーツ健康課長 先ほども申し上げたジュニア選手の強化を図る種目でいえば10競技、例えば水泳とかカヌーとか陸上とか、そういった競技で、10種目の競技の選手たちを、競技団体と一緒に、今、強化しようということにしております。

浅川副委員長 今回、空手やソフトボールが新たなオリンピックの種目に入りましたね。ソフトボールの団体から、強く働きかけをしてくれと申し入れがありましたので、どの程度、その辺を把握しているのかなと思って、質問をさせていただきました。

赤岡スポーツ健康課長 県のソフトボール協会からの特にそうしたお話は承知しておりません。

浅川副委員長 個人的なかかわりで、自転車の中でBMX、元オリンピック選手もいる中で子供たちを養成しているんですが、この辺についても、あまり承知をしていないということですか。

赤岡スポーツ健康課長 BMXについて、北杜市でそういった施設をつくられて活動されているということは承知をしております。

浅川副委員長 これは要望ですが、せっかくこの2020年東京オリンピックということで、富士吉田市のように誘致もあるけれども、中央市にもすばらしい選手もいるので、ぜひ地域をあげてオリンピックに参加できるような、そんな考え方も、熱意を込めて、明るい材料として答弁をしていただき

たいと思います。

守屋教育長

今回のリオのオリンピック、パラリンピックで本県にゆかりのある江原選手とか鈴木選手が大変活躍されて、県民も大いに勇気づけられてきたところだと思います。

オリンピックを間近にして、誘致というのも大変必要な事業の一つではありますが、せっかく開催されるのであれば、本県にゆかりの選手が頑張る、あるいは地域の関係者の皆様がそこにかかわっていくということも、山梨県の地域振興・活性化に大切な役割というか、事業になると承知をしております。特に、私ども、若手の選手は二、三年ですぐにトップアスリートになるという話も聞いておりますので、積極的にそういう若手の方々を中心に、オリンピックに出られる可能性があるのであれば応援をしていきたいと考えております。ぜひとも地域をあげて、東京オリンピックの成果を山梨県に持ってこられる工夫をしまいたいと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、1月30日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・11月4日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

教育厚生委員長 遠 藤 浩